

令和 8 年度 下水道管路施設点検委託（その 1）業務

〔 1 〕 一般仕様書

第 1 章 総則

1. 適用範囲

- (1) 本仕様書は、香美市（以下、当市という。）が管理する下水道管路施設の点検工に適用する。
- (2) 図面及び特記仕様書に記載された事項は、本仕様書に優先する。
- (3) 本仕様書、特記仕様書及び図面（以下、設計図書という。）に疑義が生じた場合は、当市と受注者との協議により決定する。

2. 目的

本点検は、ストックマネジメント計画に基づき、高解像度カメラ等により下水道管路施設の劣化状況を把握することを目的とする。

3. 成果の所有等

点検に伴って得られた資料及び成果は当市の所有とする。また、点検の成果等は、当市の承諾なしに公表しないこと。

4. 用語の定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 承諾とは、受注者の発議により、受注者が調査職員に報告し、調査職員が了解することをいう。
- (2) 協議とは、調査職員と受注者が対等の立場で、合議することをいう。

5. 法令等の遵守

- (1) 受注者は、調査を実施するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令・条例・規則など、並びに当市が他の企業等と締結している協定等を遵守しなければならない。

① 労働基準法	(昭和 22 年法律第 49 号)	及び同法関連法規
② 労働者災害補償保険法	(昭和 22 年法律第 50 号)	及び同法関連法規
③ 消防法	(昭和 23 年法律第 186 号)	及び同法関連法規
④ 建設業法	(昭和 24 年法律第 100 号)	及び同法関連法規
⑤ 建設基準法	(昭和 25 年法律第 201 号)	及び同法関連法規
⑥ 港湾法	(昭和 25 年法律第 218 号)	及び同法関連法規
⑦ 毒物及び劇物取締法	(昭和 25 年法律第 303 号)	及び同法関連法規
⑧ 道路法	(昭和 27 年法律第 180 号)	及び同法関連法規
⑨ 下水道法	(昭和 33 年法律第 79 号)	及び同法関連法規
⑩ 中小企業退職金共済法	(昭和 34 年法律第 160 号)	及び同法関連法規
⑪ 道路交通法	(昭和 35 年法律第 105 号)	及び同法関連法規
⑫ 河川法	(昭和 39 年法律第 167 号)	及び同法関連法規

- | | | |
|--------------------|---------------------|----------|
| ⑬ 電気事業法 | (昭和 39 年法律第 170 号) | 及び同法関連法規 |
| ⑭ 騒音規制法 | (昭和 43 年法律第 98 号) | 及び同法関連法規 |
| ⑮ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | (昭和 45 年法律第 137 号) | 及び同法関連法規 |
| ⑯ 水質汚濁防止法 | (昭和 45 年法律第 138 号) | 及び同法関連法規 |
| ⑰ 酸素欠乏症等防止規則 | (昭和 47 年労働省令第 42 号) | 及び同法関連法規 |
| ⑱ 労働安全衛生法 | (昭和 47 年法律第 57 号) | 及び同法関連法規 |
| ⑲ 振動規制法 | (昭和 51 年法律第 64 号) | 及び同法関連法規 |
| ⑳ 環境基本法 | (平成 5 年法律第 91 号) | 及び同法関連法規 |
- ㉑ その他関連法令等
- (2) 使用人に対する諸法令等の運用及び適用は、受注者の負担と責任のもとで行うこと。
 なお、建設業退職金共済組合及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、受注者の責任において行うこと。
- (3) 適用を受ける諸法令に改定等があった場合は、最新のものを使用すること。

6. 管理技術者及び技術者

- (1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
 管理技術者は、下水道管路管理総合技士または下水道管路管理主任技士の有資格者であること。
 技術者については、下水道管路管理専門技士（調査部門）及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の有資格者であること。
 資格者証については、業務計画書に添付し、点検時は常時携帯すること。
- (2) 管理技術者は、本業務が完了するまで原則として変更できない。病床、死亡、退職等やむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の技術力を有する者を配置し、当市の上承を得なければならない。

7. 提出書類

- (1) 受注者は契約締結後、すみやかに次の書類を提出し、承諾を受けたうえ、点検に着手すること。
- ① 着手届
 - ② 管理技術者及び現場代理人（現場常駐する技術者）届と経歴書
 - ③ 工程表
 - ④ 職務分担表
 - ⑤ 緊急連絡体制表
 - ⑥ 業務計画書
 - ⑦ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習終了証（第 2 種）の写し
 - ⑧ その他、調査職員が指示したもの
- (2) 提出した書類の内容を変更する必要がある時は、ただちに変更届を提出すること。
- (3) 点検が完了した時は、すみやかに次の書類を提出すること。
- ① 完了届

- ② 報告書
- ③ 支払請求書
- ④ その他、調査職員が指示したもの
- (4) 前記各項のほか、調査職員が指定した書類を指定期日までに提出すること。

8. 官公署等への手続き

受注者は、契約締結後、すみやかに関係官公署等に、点検に必要な道路使用、交通の制限等の届出、または許可申請を行い、その許可等を受けること。

9. 現場体制

- (1) 受注者は、点検の技術及び経験を有する技術者を常駐させて、所定の業務に従事させること。
- (2) 点検で異常を確認した場合は、遅延なく、その内容を調査職員に報告すること。
- (3) 受注者は、善良な調査員を選定し、秩序正しい点検を行わせ、かつ熟練を要する点検には相当の経験を有する者を従事させること。
- (4) 受注者は、適正な業務の進捗を図るとともに、そのために十分な数の調査員を配置すること。

10. 下請負人の届出

- (1) 受注者は、点検の一部を下請負させる場合で、当市が下請負人の届出の提出を求めた時は、着手に先立ち、下請負人使用状況届により、下請負人の名称、下請負の種類、期間、範囲等及び下請負人に対する指導方法等について届け出ること。作業期間中に、下請負人を変更する場合も同様である。
- (2) 点検の実施にあたって、著しく不相当であると認められる下請負人は、交代を命ずることがある。この場合、受注者は、ただちに必要な措置を講ずること。

11. 地先住民等との協調

- (1) 受注者は、点検を実施するにあたり、必要に応じて地先住民等に点検内容を説明し、理解と協力を得ること。
- (2) 受注者は、地先住民等からの要望、もしくは地先住民等と交渉があった時は、遅滞なく調査職員に申し出て、対応について協議すること。地先住民等に対しては、誠意を持って対応し、その結果をすみやかに報告すること。
- (3) 受注者は、いかなる理由があっても、地先住民等から報酬、または手数料等を受け取ってはならない。なお、下請負人及び使用人等についても、上記の行為の内容について、十分監督指導すること。
- (4) 使用人等が前項の行為を行った時は、受注者がその責任を負うこと。

12. 損害賠償及び補償

- (1) 受注者は、下水道施設に損害を与えた時は、ただちに調査職員に報告し、対応について協議するとともに、すみやかに現状復旧すること。

- (2) 受注者は、点検にあたり、注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

13. 工程管理

- (1) 受注者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこと。
- (2) 予定の工程表と実績に差が生じた場合は、必要な措置を講じて、調査の円滑な進行を図ること。
- (3) 日程の都合上、履行期間に含まれていない日（休日、祝日等）に点検を行う必要がある場合は、あらかじめ点検内容及び時間等について、調査職員の承諾を得ること。

第2章 安全管理

1. 一般事項

- (1) 受注者は、公害災害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講じること。
- (2) 点検中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨、出水、地震等が発生した場合は、直ちに対処できるような対策を講じておくこと。
- (3) 事故防止を図るため、安全管理については、業務計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。

2. 安全教育

- (1) 受注者は、点検に従事する者に対して、定期的に点検に関する安全教育を行い、調査員の安全意識の向上を図ること。
- (2) 受注者は、労働省令で定める酸素欠乏・硫化水素危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

3. 労働災害防止

- (1) 現場の環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、点検に従事する者の安全を図ること。
- (2) 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ誘導員を配置すること。

4. 公衆災害防止

- (1) 点検中は常時、現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分に講ずること。
- (2) 現場には、下水道管路施設の点検中であることを明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。
- (3) 点検区域内には、交通誘導員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。
- (4) 点検に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。

- (5) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を調査職員に提出すること。

5. その他

- (1) 受注者は、点検にあたって、下水道施設またはガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- (2) 万一、事故が発生した時は、緊急連絡体制に従い、ただちに調査職員及び関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な措置を講ずること。
- (3) 前項の報告後、受注者は事故の原因、経過及び被害内容を調査のうえ、その結果を書面により、ただちに当市に届け出ること。

第3章 点検工

1. 一般事項

- (1) 受注者は、業務計画書に点検箇所や順序等を定め、事前に調査職員に報告したうえで、点検に着手すること。
- (2) 受注者は、点検にあたり、騒音規制法、振動規制法及び当市公害防止条例等の公害防止関係法令に定める規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- (3) 調査職員が事故防止上危険と判断した場合は、点検の一時中止を命ずることがある。
- (4) 点検にあたり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。万一、汚損させた時は、その都度、洗浄・清掃を行うこと。
- (5) 点検終了後は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、点検箇所の清掃に努めること。

2. 点検工

(1) 業務計画書

受注者は、点検にあたり、次の事項を記載した業務計画書を提出し、承諾を受けたうえで、着手すること。

- ① 点検概要
- ② 現場組織（職務分担、緊急連絡体制等）
- ③ 点検計画（カメラ装置等の使用機器、点検方法、実施工程等）
- ④ 安全計画（保安対策、道路交通の処理方法、管きょ内と地上との連絡方法、酸素欠乏空気・有毒ガス対策等）
- ⑤ その他、調査職員の指示する事項

(2) 点検機材

点検に使用する機材は、常に点検し、安全な整備をしておくこと。

(3) 点検時間

地上交通に支障となる作業を行う場合には、道路使用許可条件を遵守すること。

(4) 点検

- ① マンホールの点検

マンホールに入孔せずに地上から全天球カメラおよび全方位照射型照明（点検機材は発注者より貸出することも可能）を使用して、マンホール内部の画像を撮影し、点検を行う。

マンホール内の側塊や側壁のクラックやズレ、浸入水、足掛金物及びコンクリートの腐食、足掛金物の欠損本数、インバートの洗掘、土砂等の堆積、接続管きよの管口等の状況、蓋の摩耗度、蓋のがたつき、蓋違い、副管の状況等について、異常の有無を確認するものとする。

② テレビカメラによる点検（内径 150～800mm 未満）

本管の点検は、原則として上流から下流に向け、テレビカメラ（直視式）を移動させながら行うこと。

本管の点検にあたっては、管種、管径、管の破損、継手部の不良、クラック、取付け管口、管のたるみ・蛇行、取付け管の突き出し、油脂の付着、木の根の侵入、浸入水等について異常の有無を確認し、全区間について撮影（カラー）し、DVD等に収録すること。

本管内の異常箇所的位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とすること。

取付け管部の異常箇所的位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とする。

管きよ内に異常が発見された場合は、異常箇所を抽出した画像（カラー）を保存するものとする。

これらの撮影内容及び方法の変更は、事前に調査職員と協議し、承諾を得なければならない。

（５） 異常時の措置

点検の続行が困難になった場合は、ただちに調査職員に報告し、指示を受けること。

この場合においても、上下流から点検するなど、点検の完遂に努め、その原因を把握すること。

3. 報告書

（１） 点検結果は、下記事項を明記した報告書を作成し、提出すること。

- ① 点検目的
- ② 点検概要
- ③ 案内図
- ④ 点検箇所図
- ⑤ 異常箇所概要
- ⑥ 点検集計表
- ⑦ 点検記録表
- ⑧ 考察
- ⑨ 点検記録写真

（２） 報告書は、「下水道施設維持管理積算要領－管路施設編－2020 年版 公益社団法人日本下水道協会」等を準用し、点検結果を整理して提出すること。

（３） 様式は、A 4 判横書きとし、図面は、縮尺、寸法を明記し、製本すること。

（４） 表紙及び背表紙には、点検年度、点検番号、点検件名、点検期間、発注者名、受注者名等を記入すること。

（５） 報告書、画像データ等については、DVD等に収録し、件名等必要事項を明記し提出すること。

なお、報告書の一部をDVD等のみにすることもできるが、その際は発注者と協議すること。

(6) 提出する成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|-----|
| ① 報告書 | 1 部 |
| ② 写真帳 | 1 部 |
| ③ DVD等 | 1 部 |
| ④ その他調査職員の指示するもの | 1 部 |

第4章 その他

1. 点検の完了

点検を終了し、所定の書類が提出された後、当市検査員の検査をもって完了とする。

2. 検査

- (1) 受注者は、完了検査に立ち会うこと。
- (2) 受注者は、検査のために必要な資料を、検査員の指示に従い提出すること。

3. その他

- (1) 点検箇所において、異常を確認した場合は、すみやかに調査職員に報告すること。
- (2) 設計図書に特に明示していない事項であっても、点検の遂行上、当然必要なものについては受注者の負担にて処理すること。
- (3) その他特に定めのない事項については、すみやかに調査職員と協議し、処理すること。

〔２〕 特記仕様書

１．適用範囲

この仕様書は、「一般仕様書」の第１章１及び２に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、前記の一般仕様書によるものとする。

２．点検対象

- （１） 箇所：香美市土佐山田町栄町外
- （２） 施設：北部污水幹線
- （３） 管種：推進工法用硬質塩化ビニル（JVU）管、鉄筋コンクリート（HP）管
- （４） 内径：JVU 管（φ500）、HP 管（φ400～500）
- （５） 数量：マンホール点検工 24 基（昼間：17 基、夜間：7 基）
 本管テレビカメラ点検工 953m（昼間：629m、夜間：324m）

３．その他特記事項

点検方法にあたっては、上下水道 DX 技術カタログ掲載のデジタル技術活用についても検討すること。なお、提案のあったデジタル技術による方法が適当と判断される場合は、調査職員と協議の上、活用の有無について判断する。